

ブラジルの施策概要

■ 施策枠組

総合計画	● <u>海洋ごみ対策国家計画（詳細①）</u>
基本法制度 拡大生産者責任（EPR）	● <u>国家固形廃棄物施策（詳細②）</u>

■ 資源循環

リデュース	● <u>自治体における使い捨てプラスチック禁止令（詳細③）</u> ● 法案263番、2018（使い捨てプラスチック禁止）
リユース リサイクル	
マイクロビーズ	● 法案263番、2018（化粧品におけるマイクロビーズ禁止）
代替素材	
公共調達	

■ 適正処理

廃棄物処理体制	● <u>国家固形廃棄物施策（詳細③）</u> ● 統合的固形廃棄物管理自治体計画 ● ゼロ・ウェイスト・プログラム
流出防止	● 河川等に「エコバリア」の設置
ごみ回収	● 海岸・河川等の清掃活動の制度的支援

■ 横断的取組

技術開発	
普及啓発 官民協力	● 海洋ごみに関するウェブサイト、コミュニケーション計画の策定 ● Waste Expo Brazil
科学的知見の蓄積	● 海洋ごみに関するデータベース ● マイクロプラスチックに関する研究・学術論文
国際協力	● 持続可能な消費と生産プロジェクト（UNEP）

①ブラジル：海洋ごみ対策国家計画

2017年の「国連海洋会議」で国家計画を作成することを宣言し、2018年に実施したパブリックコメントを取り込んだ海洋ごみに対する包括的な対策枠組み。5つの目標と6つの柱を通じて、陸域・海洋由来のごみ削減、技術開発・研究、及び普及啓発の実施を目指している。6つの柱に関して、具体的な取組内容や、主要な関係者、期限、場所、方法等を明示した行動計画も策定している。

策定年・期間

2019年策定、長期的に実施予定の取組みは18カ月以上

目標等

- ① 陸域由来のごみの海洋における量及び影響の削減
- ② 海洋由来のごみの量及び影響の削減
- ③ 沿岸域に蓄積した固形廃棄物の量及び影響の削減
- ④ 海洋ごみ対策に関する研究、技術や手法開発の促進
- ⑤ 海洋ごみ及び廃棄物管理に関する環境教育・社会の関与促進・情報発信の実施

対策

目標達成に向けた6つの主要な柱 (structuring axes) とそれらの取組み例を以下に示す。

軸1：即時的対応（沿岸・河川及び海洋における清掃キャンペーン、関係者へ取組み情報の提供）

軸2：固形廃棄物管理（自治体の計画措置及び能力の強化、特定回収システム・製品返却システムの強化）

軸3：研究・技術的革新（海洋ごみの現況把握に向けたデータ収集、海洋ごみに対処する新規技術の開発促進）

軸4：民間セクターの取組み促進措置（特にプラスチックを対象とした固形廃棄物の3R実施インセンティブ、自主的なコミットメント）

軸5：基準・規制及びガイドライン（海洋ごみに関連する法制度・基準・手順の評価及び策定）

軸6：教育とコミュニケーション（環境教育プロセスの強化を通じた行動変容への貢献）

②ブラジル：国家固形廃棄物施策（法律12.305番／2010）

ブラジルにおける固形廃棄物管理の基本的な方針や規制等を策定し、消費者から政府まで廃棄物管理に関わる関係者の責任を明記している。全ての自治体に「固形廃棄物計画」の作成を義務付け、「逆ロジスティックスシステム」を通じて独自の生産者拡大責任（EPR）の仕組みを制定している。

開始年・期間

2010年8月3日発効

内容

【原則】（第II章）

- 11つの原則の内、以下が重要又は特徴的である。
 - II. 汚染者負担原則及び保護者・受領者原則
 - V. エコ効率（商品の低価格・高品質等を実現すると同時に環境への影響の軽減）
 - VII. 商品のライフサイクルを通じた責任の共有
 - VIII. 固形廃棄物を社会価値がある経済商品としての認識

【責任の共有】（第III省、第II部）

- 廃棄物が環境上適正に管理されるため、商品のライフサイクルを通じて、全ての関係者が責任を共有することと具体的な責任事項が定められている。
- 指定されている6つの製品カテゴリー及び分野協定（sector agreement）を結んだ対象製品は、生産者や、輸入・物流・販売に関わる者が廃棄物を回収し、環境上適正な再利用、リサイクル又は処理しなくてはならない「逆ロジスティックスシステム」の導入及び実施が義務付けられている。
- プラスチック関連の対象製品は：I. 殺虫剤とその廃棄物・包装容器、III. タイヤ、IV. 潤滑油とその廃棄物・包装容器、VI. 電子・電気機器とその部品、である。また、2015年に紙・段ボール、プラスチック、アルミ、鉄、ガラス、紙パックを対象とする「一般包装」に関する分野協定が締結されたため、使用済み包装容器の回収を生産者に義務付けた。

③ブラジル：自治体における使い捨てプラスチック禁止令

全国的な使い捨てプラスチック製品の禁止令はまだ策定されていないが、自治体レベルで先進的な取り組みが行われている。

自治体	策定年・施行年	対象	内容
リオデジャネイロ州	2018年6月25日公表・施行	使い捨てレジ袋	● 州内に商業施設を保持するものの、プラスチック製袋の配布（有料・無料のいずれも）を禁止し、18カ月以内に再利用可能・返却可能な袋に置き換えることを義務付ける。 （2018年6月25日の法律 No. 8006）
リオデジャネイロ市	2018年7月4日公表・施行	プラスチック製ストロー	● 市内の飲食店、屋台等におけるプラスチック製ストローの使用を禁止し、生分解性又は／及びリサイクル可能な紙製ストローの使用・配布を義務付ける。違反者は3000レアル、再犯者は6000レアルの罰金が課せられる。 （2018年7月4日の法律 No.6384）
サンパウロ市	2020年1月承認、2021年1月1日施行	使い捨てプラスチック製品	● 市内の商業施設における使い捨て用のコップ・お皿・カトラリー等の配布禁止 ● 違反した場合は警告から罰金、施設の閉鎖までの処罰がある。 ● プラスチック製ストローは2019年6月に既に禁止